

桐造林法 附南部桐

計	十一年	十二年	合計
保護管理費	五人	五人	十人
借地料	、四五〇	、四五〇	、九〇〇
合計	五二、二五〇	五二、二五〇	一〇四、五〇〇
被害ノ手入雑草刈拂管理費	六〇、九二四	五六、四三〇	一一七、三五四
被害ノ手入雑草刈拂管理費	五〇、〇〇〇	二、二五〇	五二、二五〇
借地料	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
合計	七六八、八五五	七六八、八五五	一、五三七、八五五

一七〇

二、收支之部

一、金四千五拾圓

内譯

年次	種目	数量	単價	金額	摘要
植栽後十二年目	主伐	一、三五〇 <small>玉</small>	三、〇〇〇 <small>円</small>	四、〇五〇 <small>円</small>	枯損木一割、成木本數四五〇本一本平均三玉ノ割

三、純益金

一、金貳千七百五拾貳圓拾五錢五厘

但桐苗木植栽後十二年目に於ける主伐收入四千五拾圓より各年度の造林支出費の十二年間に於ける年八朱の重利算に依る元利合計壹千貳百九拾七圓八拾四錢五厘を差引ける殘金

附記

以上の收支概算は安全に見積りたるものなるも其の地代と純益金とを對比すれば山地に造林せる場合も畑地に造林せる場合も共に純益は地代の三倍強後價に對しに當り土地生産業として甚だ有利なるものなることを知るべし。

附 録

第一 南部桐造林法の沿革

南部桐は舊南部藩及仙臺藩の所領たりし陸中國の全部及陸奥國の幾部即ち現今の巖手縣の地に産する桐樹に冠せられたる固有的名稱にして其材質の優良なるを以て世に賞用せらるゝこと既に久しく聲價夙に高し。

抑南部桐の起源たるや往古は固より杳として之を詳にすること能はず降りて舊藩時代に至りても南部家の居城は天文八年及寛永十一年に於て再度火災に罹り累世の典籍什器烏有に歸し爲に此間に於ける状態を詳にするに由なし依りて現存する舊記、被仰出書等の記録を観るに萬治四辛巳年並木補植の事あり降りて天文六辛酉年松、杉、漆、諸雜木植立獎勵に關する嚴達等ありて以來屢々林業獎勵に關する仰出ありしと雖尙嘗つて「桐」に付きての記事を見ず然るに南部藩の末葉に至り嘉永五年初めて桐樹植立に關する記録あるを見る、之に依て察するに南部桐

は漸やく此時代に至りて植栽を奨励せられたるものゝ如き觀ありと雖口碑の傳ふる所に依れば古來天然生の桐樹山野に自生せりと爲し其眞疑の如何は未だ容易に斷定すべからざるものあり、或は嘉永年間以前に於て植栽せられたるものなるやも計り知るべからず。

嘉永五年四月諸木植立吟味方栗谷川仁右衛門より山林立木並諸木植立につき南部藩公に建言せる事項中に左の一節あり、即ち

「大迫通陸中國種貫郡内川目村及外川目村地方にして古來南部桐の本場の一と稱せられ現今にありても尙優良なる桐材を産す山鳩色の土地にして土性御領地隨一の御場所に御座候佐賀丸太より上品にて木に光り有之肥州桐同様相見得申候紀州琴日本一と申候也青黒の小石交り山鳩色の土と申候也岩山御座候右岩山へ桐樹立候へば根は我まゝに張不申風當り居り候故琴に作り候は、音ふくみ候故音響き可申と被考申候桐は上の十五日の内に植立候へば木勢強く成木早く下の十五日に植立候は悪し漆桑植立候は、格別上品の御國産相出候御場所に御座候。斯の如くして本地方は今尙優良なる南部桐の産地として知らるゝ所にして畑

地の畦畔に於ては勿論山地の焼畑跡地に産するもの最も多し而して現今本地方の古老に就き之を調査するに桐樹は古來山地に於て或は萌芽に依り或は天然下種に依りて天然に發生し毫も植栽すること無くして之を伐採利用し來れるも近時價格は頻りに騰貴し需要益増加するに至りしを以て山地の桐樹は漸次減少し遂に絶滅するの虞なしとせざるに至りしを以て明治三十年頃小松文助なる者陸中國下閉伊郡地方より始めて桐苗木の仕立法を傳へ爾來分根法に依りて苗木を栽培し漸やく桐樹の人工植栽を爲すに至り現今に及べりと曰ふ。

之を以て察するに當地方は嘉永年間の頃一時桐樹の植栽を奨励し山地到る處に植栽せられしも爾來之が需要多からざりしが故に伐採すること亦極めて少なく従つて自然に繁殖せしものなるべく又一方に於ては需要少なかりしを以て自ら之を植栽するの必要なかりしが爲め一時其の繁殖法全く没却せられたるものなるべし。

明治五年一月島惟精氏巖手縣權令に任せらるゝや縣下産業の不振を憂び夙に殖産興業に意を用ゐ其の一端として桐苗木六萬三百二十五本を東京府下及び埼

玉縣下より移して遍く之を縣下に配布し其の植栽を奨励せしに當時一般に其の成功如何を懸念するもの多く之が植栽に着手するもの少なかりしが盛岡市仙北町佐藤清右衛門氏率先して之が試験植栽を爲せしに成績頗る良好なりしかば進んで其の保護手入法を研究し遂に種子を採取して苗圃に播種し若くは苗木より分根して苗木を仕立つるに至れり此處に於て漸やく遠近より其の成績の優良なるを聞き同氏より種苗の配布を請ふもの日に多く遂に遠く陸前國氣仙郡及陸中國下閉伊郡地方に移出するに至れり時將に明治十一年の頃なり。

明治九年七月 明治天皇東北御巡幸の際巖手縣廳に於て天覽に奉供せる巖手縣物産中御買上の光榮に浴したるもの、内には桐日和下駄及足駄各一足あり又島權令より巖手縣勸業に關する諸般施設事業の上奏方を内務卿に上陳せるもの、内に左の一項あり。

〔種藝所〕

桐苗 巖手縣下より産出する桐材の儀は南部桐と稱し東京に於ても廉價の木品にて別て高料の賣買に相成候由にて播種致度もの有之候へ共苗木拂底より

裁立不相成候に付東京府下成子村埼玉縣下東立野村兩所より苗木六萬三百二十五本買入内四萬七千三百九十本は本年拂下を願出候ものへ買入の元價を以て相拂殘壹萬二千九百三十五本は種藝所へ苗木取とし栽培致置候

明治十年勸業寮より桐苗木外數種の下付を受け縣下の有志者へ配布せり數量不明爾來之が栽培の奨励に努めつゝありしが明治四十二年四月巖手縣に山林課の設置以來大に之が植栽の實績を擧ぐるに至れり。

尙南部桐産地の本場と稱せられ現今最も多量にして且つ善良なる桐材を産する陸中國下閉伊郡刈屋村に於ける桐樹造林の沿革及往時に於ける之が利用の狀況を記すれば左の如し。

舊南部藩領の地は往時一般に桐樹の生育するもの多く従つて其の材は敢て貴重視せられず且つ其の性質として細工し易きと特殊の性質を有することにより日常の家具用材としては勿論指物又は建築用材に至る迄凡そ其の使用に耐ゆる物に在りては盛んに利用せられしことは當時の遺物に依りて之を察知すること難からず然も古來其の本場と稱せらるる地方は何れも北上山系に屬する山間地方

にして就中人工造林法の最も發達し且つ山地の焼畑跡地に於て桐樹、ヤマハンノキ、混清造林法の特種なる作業法最も盛にして範を他に示すに足るものは陸中國下閉伊郡刈屋村なりとす。

抑本村は附近一帶に亘り古來天然生的の桐樹山地に豊富なりしを以て當時に於ては桐樹に對する觀念は恰も吾人が雜木に對するが如く敢て之を貴重視すること無く唯其の性質の利用し易きを以て明治十年頃までは各種の方面に伐採利用せられたり即ち箆筒、長持、刀、槍、入、證、文、箱、米、櫃、棺、早桶と曰ふ、味噌桶、蠶箔、雨戸板、縁側の敷板、押込の板戸、板屏風、足駄、下駄(大人は勿論小學校の生徒に至る迄皆桐材製を用ゐたりと曰ふ)障子の腰板、欄間、落掛柱隠し等にして殊に蠶箔の如きは使用上軽くして且つ濕氣を吸収すること少なきを以て毎戸之を用ゐたり現今に於ても尙其の當時の遺物ありと雖多くは他地方に賣却移出せられたり然るに其後時勢の進歩に伴ひ漸やく桐材の村外移出を見るに至ると共に其の貴重材なるを知るに至り同時に桐樹の伐採せらるゝもの年々多きを加へ次第に缺乏の狀況に陥れり時に明治十二年刈屋村の人齋藤善四郎氏(當時刈屋村小學校教師)大に桐材の將

來を慮り遂に意を決して始めて桐樹の蕃殖を圖らんことを思ひ立ち公務の餘暇を以て陸前國氣仙郡地方(宮城縣鹽釜地方より移入せられたるものゝ如し)より種根(根苗)を購入し之より苗木を養成する法を講究し遂に分根造林の方法を考案し此處に於て始めて桐樹の蕃殖法を地元民に知らしめたり。

次いで明治十七年頃に至り刈屋村大字和井内の人西里大三郎氏(篤農家)は之が分根法に就きて益々研究を重ね改良せし所ありしも然も尙當時の方法は未だ完全なるものにあらずして種根の植込法宜しきを得ざりしが故に苗木の根の發達充分ならず爲めに良好なる苗木を得ること難きと共に苗木の根より採取し得る種根の數極めて少なく且つ善良なるものを得ること困難なりしが此處に刈屋村大字刈屋に久保田儀三郎氏なる人あり當時十六歳にして苗木仕立法を研究せんことを志し西里大三郎氏より十本の種根を惠與せられて之を我が畑地に植ゑ込み翌年に至りて幸にして十本の苗木を得之より三百本の種根を切り更に苗圃に植ゑ込みて其の翌春二百五十本の山出苗を得全部を七圓五拾錢(壹本平均三錢)にて賣却したり時に年十八歳なり爾來益々興味を得て年々種根を植ゑ込み研究に

研究を重ねて之が改善を圖り遂に今日に至る二十有五年の経験に依り近時漸やく之れが完成を遂げたり即ち従來は種根を約四十五度内外の傾斜に植ゑ込みしを同氏の改良法に在りては約四五度の傾斜を爲さしめて苗木の幹と上根との發達を充分ならしめ従つて之より種根の採取量を激増せしむるに至り此處に於て初めて桐樹栽培上一大進歩を見るに至れり由來久保田氏は此の改良法を實驗するに其の成績頗る優良なりしを以て附近の同業者は頻りに其の方法を探知せんとし夜間竊かに同氏の苗圃に入りて苗木を掘り起し其の改良の要點を察知し竊かに實驗せしに之れ又成績良好なりしかば更めて久保田氏より改良法の教を受け一般に之を應用するに至れり尙同村に於て桐樹の栽培上與つて力ありしは小山田舜二氏、小山田直喜氏、中屋鋪石松氏の諸氏にして或は研究し或は助力を與へて以て桐樹の栽培を盛んならしめたり。

尙此間に於て桐樹栽培獎勵上大に與つて力ありしは明治廿年頃より同村の人染谷大助氏桐材の縣外移出の途を開きし事なり即ち明治十五年頃に於ては一玉の價格僅かに十五六錢に過ぎざりし桐材をして一躍三十錢内外に暴騰せしむる

に至り益々地元民の桐樹栽培心を喚起せり降りて明治三十五年頃東京の桐商人恩田龜太郎氏逐年桐材の産額の減少するを憂ひ下閉伊郡農會へ金百圓を寄附して郡内に於ける桐樹栽培の獎勵を依頼し旁ら桐樹造林法なる小冊子を當業者に配布して斯業の發展に盡力したり之等は又大に刈屋村に於ける桐樹栽培を盛んならしめ遂に同村をして今日南部桐の本場として第一位たらしむるに至れり即ち其の效果甚大なりしを知るべし。

参考の爲め本村に於ける桐材價格の變遷の狀況を示せば左の如し。

年 度 一玉價格 摘 要

明治十五年頃	十五錢乃至廿五錢	野生樹多かりき
同 廿 年頃	卅錢乃至四十錢	同
同 廿五年頃	七十錢乃至八十錢	漸次人工植栽に依るものも伐採せらるゝに至れり
同 廿九年頃	一圓五十錢乃至二圓	殆んど人工植栽に係るものなり
同 卅五年頃	二圓乃至二圓五十錢	同
大正 二年	三圓乃至三圓五十錢	同

大正四年 三圓五十錢乃至四圓 同

小南部の産地たる陸前國氣仙郡地方に於ける桐樹栽培法の沿革に在りても亦
杳として詳かならず唯地方人の傳ふる所に依れば當地方に於ては菅野久兵衛な
る人明治十七八年の頃初めて宮城縣石ノ卷地方より桐苗木を移入し地元のみな
らず陸前國下閉伊郡宮古地方へも賣出したりと曰ふも事實に於ては尙之れ以前
に於て桐樹の植栽盛んなりし事は各所に現存せる桐の大樹あるより推知するこ
と敢て難からず即ち卷頭口繪に示せる大樹は樹齡四十有三年にして明治初年の
植栽に係るべく尙樹齡八十年を越ゆるものありと聞く或は山地に桐樹を見出せ
りと曰ふより察するに必ず舊仙臺藩所領時代に於て植栽を奨励せしものなるべ
く其後一時衰退し爲めに植栽を爲すもの殆んど無きに至りしもの再び明治の初
年より之が植栽の必要に迫られ苗木を宮城縣地方より移入するに至りしが如し
而して苗木移入の當初より明治廿四年頃に至る間は石ノ卷地方に於ては苗木を
販賣するに當り其の根は必ず切り取りて決して之を賣出すこと無かりしを以て
氣仙郡地方に於ては之が蕃殖を圖ること能はざりしに明治廿五年頃某氏苗木の

根を石ノ卷地方より窃かに持ち來りて初めて之れより苗木を仕立て大に之が増
殖を圖り今日に至れりと曰ふ此間明治廿五六年より同卅年頃に至る間に於て最
も盛んに苗木を養成し地元にて其の普及を圖りしは氣仙郡氣仙村の人村上豊三郎
氏にして同氏は又之が畑地造林を企て其の收利の多大なることを一般に示し地
方民の桐樹造林に對する觀念をして一層強からしむるに至れり。

第二 桐樹に關する古事傳説の一二三

桐に關する古事傳説若くは迷信は古來世に傳はる所のもの甚だ多し今其の二
三を摘録して參考に供す。

我が國に於ては往時より桐樹植栽の有利なりしを唱へて曰はく桐樹三千を植
れば能く長者たるを得べしと或は又一家に一女を産せば桐樹三本を植ゑよ然ら
ば其の嫁するに至りて能く其の費を償ふに足るべしと。

本草綱目に「鳳凰非梧桐不棲」梧桐はアヲギリなるも日本に於ては之を桐に間違
ひ用ゐたるものなりとの傳説支那より傳はれりと、鳳凰は我が國に於ては是を桐

に「棲む鳥」と稱し百鳥の長にして聖代にあらざれば現はれざる靈鳥なりとなし瑞祥ある鳥として天子の御袍の御紋となり桐又は其の御紋の内に入る所謂竹桐鳳凰の紋是れなり而して之れより轉じて桐のみも我が皇室の御紋章として用ゐらるゝに至れり。

董篋(安倍晴明の著と稱す真偽疑し寶永七年刊本)に「東有流曰青龍南有澤畔曰朱雀西有大道曰白虎北有高山曰玄武右此置物具足則謂四神相應地最大吉也若一闕則災禍自其方至大聖文珠曰東有鱗莫以青龍爲上常居水底古之爾若無流水則柳九本可植之柳水邊木也南有愈領以鳳凰爲上首常居田邊故六爾若無澤畔則桐七本可植之桐鳳凰栖巢也」とあり即ち家の南方に澤田なき時は桐七本を植ゑて災禍を避くべしと爲し桐を一種の呪用に供せる説なり加茂の神官得憲の家南方に因なし依りて桐樹七本を植う二十年間災禍なく繁昌す後ち朝廷に此の桐を献せしより忽ち災禍起れる由阿也阿也譚に見ゆ。

桐の御紋章

江家次第に引く所の弘行の格文(紀元一四七〇年)に 天皇の袍文を桔竹鳳凰と

記し又鎌倉の初期に成りたる飭抄にも「袍天子御文同黃檳染」とあり。

日本紀略弘仁十一年十二月甲戌朔の條に詔曰云々其服大小諸神事及季冬奉幣諸陵則用帛衣元正受朝則用竟冕十二章朔日受朝日聽政受蕃國使奉幣及大小諸會則用黃檳染衣とあり之は神事には帛の御袍とて純白なる御衣を召し給ひ元正朝賀の如き大禮には所謂竟龍の御衣を著け給ふ其他諸禮には黃檳染の御袍を召し給ふ規定を設け給へるなり而して黃檳染とは裝束圖式に御紋桐竹鳳凰麒麟也是を染むるには綾一疋に檯十四斤蘇芳十一斤酢二升灰三石薪八荷云々とあり又飭抄下に「赤色太上皇著御之保元四朝觀著御赤色御袍長寛元朝觀今年不著御赤色著御椽云々今案先院脫屣之始神社御幸朝觀等著御赤色後著御椽也文窠中竹桐とあるを見れば後白河上皇の御時より太上天皇も竹桐の文を用ゐられしことを知り得べし按ずるに奈良朝より平安朝の初め別して嵯峨天皇の朝諸事唐制に倣はせ給ひければ服章にも亦唐様を御採用し給へるにて桐は鳳凰の來儀する芽出度き樹なれば仁獸たる麒麟に配して服御紋用と爲し給へるなるべし。石清水八幡御幸記に文應元年八月(紀元一九二〇年新院後深草上皇)赤色の御袍を召されしが文

は窠中に菊八葉と註されたり、是を以て見れば桐は御紋章として菊より以前に用ゐられたるなり。

又見聞諸家紋なる書之首に桐紋の圖を掲げて下に 後冷泉院の世(紀元一七一七年)奥州の兇徒征服の賞に源義家申請ひて五七の桐の紋を下し賜ふ由あり(御紋章は五七桐を用ひ給ひしなり)其の末に宇津木氏の家紋龜甲中に十六葉の桐を畫きて下に「根本は龜甲の内に桐也、長録年中(紀元二一〇七年乃至二一〇九年)取獻神靈之時、父彈正依命討死賜菊」と註せり之れを見るに桐菊の御紋章を臣下に許し給ふの例もあり、又桐は菊よりも重く用ゐられ給ひしことも察知せらる。

又足利の族は桐の紋章を用ゐしは事實なり、之は尊氏將軍の時(紀元一九九六年)朝廷より御沙汰ありしならんか然るを後世源義家朝臣(紀元一七〇七年)奥州征服の功賞として時代を古くし由緒あるが如くに言ひ傳へたるものなるべしとの説あり、豊臣秀吉(紀元二二四五年)も亦桐の紋を用ゐたり何等か皇室より御沙汰ありしものならんか、然れども漸次臣下にして桐の御紋章を徒らに亂用する者を生じ爲めに爾來屢々之が禁制の發せられたるもの少からず。後陽成天皇の文祿四年、

豊臣家五大老の連署を以て

「衣裳之紋、御赦免之外、菊、桐、不可付之、於御服拜領者、其服所持之間者、可著之、染替別之衣裳、御紋不可付候事」と曰ふ法度を出せり。

徳川氏の時代は葵の紋のみ厳しくして菊桐の紋は何等制せらるゝことなかりしを以て濫用甚しく市井の民迄商標の如く用ゐしものもありしと曰ふ、明治元年三月に至り賣物等に御紋を付くることを制止し同年八月及同四年六月に至り一切禁止せられたり。

桐の紋章に數種あり、五七桐、五三桐、五七鬼桐、五三鬼桐、丸に五三鬼桐、石持五三桐、對洲桐、光林桐、光淋唐桐、中陰桐、ウヅミ桐、割桐、五三大割桐、割唐桐、追掛割桐、三ツ割桐、中カケ桐、ヲトリ桐、三割頭合桐、五七フセン桐、三頭合桐、三尻合桐、金輪桐、蔓桐、唐桐、葵桐、琴柱桐、カタバミ桐、桐フセン蝶、桐菱、菱桐、割桐菱、向ひ桐菱、下り花桐、四桐菱、眞鷲桐、草の鷲桐、桐車、オモダカ桐、本朝桐等とす桐の紋を家紋とせる諸大名には五七桐を用ゐしものは二十一名、五三桐を用ゐしは十四名あり。

桐壺 禁裏の殿に桐壺といふあり、桐は長きあたりに用ゐられたるを知るに

足る即ち

「キリツボは禁裏のうちにある殿なり宣耀殿より過ぎて行く馬道のつゞきなり禁裏五舎のその一なり五舎といふはキリツボは淑景舎、ナイツボは照陽舎、フヂツボは飛香舎、ムメツボは襲芳舎といふなり、いつれとも大圓にあり桐を植ゑられたるによりて桐ツボとはいふなり」

桐を詠へるもの古來其の數少なからず風致上に於ては今も昔も其の趣を同うせしものゝ如し。

桐の葉もふみわけかたくなり、にけり、必ず人を待つもなければ

我が庵は二本の桐の若葉かな

桐の實や眺め久しき秋の色

鐘の聲鐘の聲桐の一葉落つ

桐二葉つゞいて落ちて暮にけり

桐造林法 附南部桐 終

定價金貳圓

大正九年二月十日印刷
同年二月十五日發行

著者 北川 魏
發行者 三浦 常吉
印刷者 金澤 求也
發賣所 三浦 書店

東京府豊多摩郡
戸塚町下戸塚五九四
東京市麹町區
紀尾井町三番地
東京市牛込區早稲田
穴八幡坂上

不許複製

元真社印行

大正
五
年

諸君に最も有益なる「林業書」の
目録「ハガキにて御申込次第無
料進呈仕候

東京早稲田 三浦書店

三浦書店

380
46

終